

## 第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解

### 7.1.環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第5章に示したとおり、調査計画書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見はなかった。

### 7.2.知事の意見と事業者の見解

第6章に示した調査計画書についての知事の意見と事業者の見解は、表7.2-1に示すとおりである。

表7.2-1 調査計画書についての知事の意見と事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
<p>1 事業計画について</p> <p>(1) 事業計画については、計画地周辺の田園環境や田園風景と調和した産業団地づくりを踏まえて具体的な土地利用の計画を定めること。</p>	<p>屋敷林をイメージした高木植栽帯の外周への配置等により、周辺の田園環境、田園風景に配慮した産業団地を目指した土地利用計画としました。</p> <p>詳細は「第2章 2.9.1 土地利用計画」に記載しました。</p>
<p>(2) 公園及び緑地の計画は、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）の関連事業を考慮した内容とすること。</p>	<p>緑地は当該事業の外周に配置し、圏央道関連事業との緩衝的な公園は主に圏央道関連事業側に面する位置に配置することで、環境負荷の緩衝的な役割を担いつつ、また、当該事業及び圏央道関連事業の双方からの利便性を考慮して配置しました。</p>
<p>2 既存の現地調査結果の取扱いについて</p> <p>現に実施されている現地調査結果を予測に用いる場合は、現地調査実施時と予測時との間に著しい環境の変化がない等、現地調査結果の有効性を確認するとともに、必要に応じて追加(補足)調査を実施すること。</p> <p>また、その旨を明らかにすること。</p>	<p>既存の現地調査は平成21年6月から平成22年5月に行っています。その後、計画地及び周辺において調査結果の内容が変わる程の開発や土地利用の変更等は行われていませんが、万全を期すため、平成23年4月に現地踏査により有効性の確認を行い、植生については補足調査により現存植生図を一部修正しました。</p> <p>その結果は「第10章 10.9 植物」に反映しました。</p>
<p>3 調査、予測及び評価について</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>ア 環境影響評価項目の予測及び評価に当たっては、直接的・間接的影響も加味すること。</p>	<p>環境影響の予測及び評価に当たっては、造成工事等による直接的な影響のほか、過去の開発事例などを参考に間接的な影響についても考察検討し、予測、評価を行いました。</p> <p>詳細は第10章の各項目に記載しました。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>また、計画地周辺における道路整備事業の進捗状況に対応した交通量等の変化も考慮すること。</p>	<p>また、計画地に隣接して整備が進められている圏央道の供用による影響も踏まえた予測、評価を行いました。</p> <p>詳細は「第10章 10.1 大気質」、「10.2 騒音・低周波音」、「10.3 振動」に記載しました。</p>
<p>イ 立地予定企業の事業内容をできる限り具体的に把握した上で、予測及び評価を行うこと。</p> <p>なお、事業内容に不明確な部分が残る場合には、単に業種平均等を用いるのではなく、最大限安全側に配慮した予測及び評価を行うこと。</p>	<p>現時点では立地予定企業の具体的な事業内容を特定できないことから、日本標準産業分類の中分類を基に、予測項目ごとに負荷量が多い業種を想定し、最大限安全側に配慮して予測、評価を行いました。</p> <p>予測、評価にあたり想定した業種等は、第10章の各項目に記載しました。</p>
<p>ウ 環境影響評価項目の調査地点（地域）及び予測地点（地域）について、選定理由を明らかにすること。</p>	<p>環境影響評価項目の調査地点（地域）及び予測地点（地域）は影響が最も大きいと想定される地点や地域を代表し得る地点等を選定していますが、準備書において選定理由を明確にしました。</p> <p>詳細は第10章の各項目に記載しました。</p>
<p>エ 事業計画の目標は、水と緑の豊かな田園環境や田園風景と調和する産業団地づくりを目指すこととされている。</p> <p>このため、動植物及び景観等について、地域特性や地域住民と自然との関わりを踏まえた調査、予測、評価及び保全措置を検討すること。</p>	<p>もともとあった自然、原風景を延長するという方向での産業団地づくりを進めます。</p> <p>郷土種による緑化や屋敷林をイメージさせる緑化などによって、原風景に近づけるような空間をつくりだすことができるように、調査、予測、評価結果を整理し、保全措置を検討していきます。</p> <p>詳細は「第10章 10.8 動物」、「10.9 植物」、「10.10 生態系」、「10.11 景観」、「第11章 環境の保全のための措置」に記載しました。</p>
<p>(2) 植物</p> <p>注目すべき種として選定されている種は、多くが湿地性の植物であり、盛土等による水条件の変化に敏感であるため、現在の植生に配慮した保全措置を検討すること。</p> <p>また、事業計画の進捗に伴う注目すべき種の動向や生息・生育環境の変化についても留意すること。</p>	<p>湿地性の植物の保全を図るため、可能な範囲で湿地環境の創出や移植措置を事業計画に反映しました。</p> <p>また、事後調査等により環境の変化のモニタリングを行います。</p> <p>詳細は「第10章 10.9 植物」、「第13章 事後調査の計画」に記載しました。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>(3) 景観</p> <p>ア 計画地周辺の田園風景や計画地近傍から眺望できる筑波山等の遠景は、景観資源と考えられることから、景観資源(施設の存在・供用時)を環境影響評価項目に選定し、調査、予測、評価を行うこと。</p>	<p>計画地周辺の田園風景や計画地近傍から眺望できる筑波山等の遠景を、景観資源としてとらえ、景観資源(施設の存在・供用時)を環境影響評価項目に選定し、調査、予測、評価を行いました。調査は、平成23年4月に現地の踏査を実施しました。</p> <p>詳細は「第10章 10.11 景観」に記載しました。</p>
<p>イ 本計画地の景観について、計画地周辺の田園風景等と調和したものとなるよう、景観の保全・創造を検討すること。</p>	<p>事業実施後の景観が計画地周辺の田園風景等と調和したものとなるよう、立地施設の高さを極力低く抑えるよう配慮するとともに、屋敷林をイメージした緩衝緑地帯や公園の修景に配慮します。</p> <p>詳細は「第10章 10.11 景観」に記載しました。</p>

